

【農薬販売者の届出】よくある質問（FAQ）

- 「新規届」に関すること・・・ Q1～3
- 「変更届」に関すること・・・ Q4～7
- 「農薬販売届添付書」に関すること・・・ Q8～9
- 「農薬の販売」に関すること・・・ Q10～14
- 「農薬販売届出済証」に関すること・・・ Q15～17
- 巻末 各農薬販売届の記入例

「新規届」に関すること

- Q1 新しく農薬を販売することになりました。届出に必要な書類が必要ですか？
- A1 「農薬販売届（新規）」と「農薬販売届添付書」の提出が必要です。様式は本 HP 【農薬販売店の届出】からダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、病虫害防除所までご連絡ください。記入例は本 FAQ の巻末をご参照ください。
- Q2 法人として新しく「農薬販売届（新規）」を提出します。会社の登記簿謄本などは必要ですか？
- A2 本県での申請の際は、登記簿謄本や登記事項証明書などの提出は必要ありません。ただし、新規店舗対象の立入調査時や疑義が生じた際に、関係書類を確認させていただく場合があります。
- Q3 新しく農薬を販売することになりました。「農薬販売届（新規）」はいつまでに提出する必要がありますか？
- A3 原則、農薬の販売を開始する日までに提出してください。提出が遅れた場合は、遅れた理由と今後は農薬取締法を遵守することを誓約する旨を記した「遅延理由書」を添えて提出してください。遅延理由書の様式は自由ですが、宛名は“岐阜県病虫害防除所長”としてください。

「変更届」に関すること

- Q4 申請した内容（販売店舗の名称、住所、申請者など）に変更が生じました。「農薬販売届（変更）」はいつまでに提出する必要がありますか？
- A4 原則、変更した内容が開始された日（例えば、新しい店舗名で販売を開始する日）から2週間以内までに、「旧届出済証（原本）」を添えて提出してください。記入例

は巻末をご参照ください。提出が遅れた場合は、「遅延理由書」を添えて提出してください。「遅延理由書」の内容は上記 Q3 に対する回答 A3 と同じです。

Q5 県内の複数の店舗で農薬を販売していますが、届出内容に同じ変更事項（申請者・代表者名の変更、会社名の変更など）があります。「農薬販売届（変更）」はどのようにすればよいですか？

A5 それぞれの販売店舗ごとに「農薬販売届（変更）」を作成して提出してください。ただし、店舗数が多い場合は、「農薬販売届（変更）」1通に販売店所在地や販売所名を“別紙参照”と記入し、別紙に店舗リストを記載していただいても結構です。また、それぞれの店舗の「旧届出済証（原本）」も添えて提出してください。

Q6 複数の店舗を統廃合します。「農薬販売届（変更）」はどのようにすればよいですか？

A6 統廃合前と店舗名または所在地が変わらない店舗は「変更届」、それ以外の店舗は「廃止届」を提出してください。統廃合し、店舗名および所在地の両方が新しくなる場合は、新しい店舗は「新規届」、それ以外の店舗は「廃止届」を提出してください。

Q7 会社の合併で申請者などが変わりました。「農薬販売届（変更）」はどのようにすればよいですか？

A7 ①届出済の法人が母体となる合併の場合は、申請者名などの変更の「農薬販売届（変更）」を提出してください。

②合併で新規の会社を設立する場合、③吸収合併で届出済みの法人が無くなり、母体となる法人に業務が引き継がれる場合は、現在届出済の法人での「農薬販売届（廃止）」、および新法人での「農薬販売届（新規）」を提出してください。

Q8 個人が経営していた店舗（薬局など）を引き継ぐことになり、農薬の販売も引き続き行います。「農薬販売届（変更）」を提出すればよいですか？

A8 法人の場合は申請者名の「変更届」のみでよいですが、個人経営の場合はいったん前申請者名での「廃止届」を「旧届出済証（原本）」も添えて提出していただくと同時に、新たな申請者名で「新規届」を提出してください。

「農薬販売届添付書」に関すること

Q9 農薬保管庫は必ず必要ですか？

A9 「農薬の保管管理の徹底について」（昭和 62 年 6 月 10 日付け 62 農蚕園芸局長

通知)に基づき、農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期すために、農薬の保管に当たっては鍵のかかる場所とすることとされています。ただし、毒劇物の農薬の保管に当たっては、毒劇物取締法及び「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)に基づき、鍵をかける設備のある専用の堅固な施設で貯蔵、陳列し、その場所には「毒物」等を表示することが義務付けられています。

Q10 土着天敵とは何ですか？

A10 その地域の水田、畑などの内部または周辺に元々生息している天敵生物のことです。この天敵生物を農作物等の病害虫に対する天敵製剤として用いたい場合は、天敵生物を採取した都道府県内で用いる場合に限り、特定農薬(特定防除資材)として指定されます。そのため、これらの土着天敵を使用、増殖および販売するためには届出が必要となります。

「農薬の販売」に関すること

Q11 農薬の販売に資格は必要ですか？

A11 特別な資格は必要ありませんが、農薬管理指導士の資格取得を推奨しています。農薬管理指導士につきましては、県農産園芸課 HP をご覧ください。

Q12 農薬ではない除草剤のみを販売します。この場合も農薬販売届出が必要ですか？

A12 他の農薬に該当する剤を販売しないのであれば、届出の必要はありません。ただし、販売の際には農薬としては使用できない旨の表示を必ず行い、購入者にその事を必ず周知しなければいけません。

Q13 店頭での農薬の陳列販売や保管は行わず、客から受注があった場合のみ発注し、受け渡しを行います。この場合でも農薬販売届は必要ですか？

A13 販売行為にあたりますので、届出が必要となります。

Q14 店舗を持たず、インターネットでのみ農薬を販売します。この場合でも農薬販売届出は必要ですか？

A14 インターネット(オークションやフリマのサイト、転売も含む)のみでの販売の場合も、出品者は販売者として農薬販売届出を提出する必要があります。この場合、届出の“販売所の所在地”は、販売者の事務所又はその他これに準ずる場所を記載してください。

Q15 対価を得る販売ではなく、譲渡のみを行います。この場合でも農薬販売届出は必要ですか？

A15 金銭授受などの対価を得る販売以外でも、無償の授与をする場合や無償譲渡（サンプル配布も含む）する場合なども、農薬の販売行為に該当しますので、農薬販売届出を提出する必要があります。なお、農薬登録を受けていない者が、農薬の製造又は加工（小分けを含む）することは、農薬取締法により禁止されていますので、ご注意ください。

「農薬販売届出済証」に関すること

Q16 「農薬販売届出済証」の有効期限はありますか？また、農薬の販売を長期間行っていないですが、販売届はまだ有効ですか？

A16 有効期限は設けていません（毒物・劇物に指定されている農薬の販売業登録は除きます）。届出内容に変更が無ければ、販売実績の有無に関わらず有効です。ただし、届出内容に変更があった場合は、「変更届」の提出とともに、「旧届出済証（原本）」を返却していただき、新規の「届出済証」を発行させていただくこととなります。

Q17 「農薬販売届出済証」を紛失しました。再発行はできますか？

A17 「届出済証紛失届」を提出していただくことにより、再発行いたします。「届出済証紛失届」の様式は自由ですが、宛名は“岐阜県病害虫防除所長”としてください。

Q18 「農薬販売届出済証」は店舗内に掲示する必要がありますか？

A18 必ずしも掲示の義務はありません。しかし、届出済番号を付与し、農薬販売の届出をしていることを証明する書類ですので、店内に掲示するか、紛失しないために大切に保管されることを推奨しています。また、立入調査時にはすぐに提示できるようにして下さい。

記入例

農薬販売届（新規）

令和〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

申請者住所 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

氏名 株式会社 岐阜農薬販売
代表取締役社長 岐阜太郎

（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称

販売所所在地 岐阜市又丸729-1

販売所名 岐阜農薬販売 又丸営業所

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇

店舗ごとに
提出してください。

2 農薬販売開始年月日

令和〇年〇〇月〇〇日

販売開始の前日までに
提出してください。

記入例

農薬販売届(変更)

令和〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事様

申請者住所 <変更前>岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

<変更後>変更なし

氏名 <変更前>代表取締役社長 岐阜太郎

<変更後>代表取締役社長 岐阜花子

(法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称

販売所所在地 <変更前>岐阜市又丸729-1

<変更後>変更なし

店舗ごとに
提出してください。

販売所名 <変更前>岐阜農薬販売 又丸営業所

<変更後>岐阜農薬販売 又丸北支店

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

(農薬販売届出済証番号)

第〇〇〇〇号

2 農薬販売を変更した年月日

令和〇年〇〇月〇〇日

変更日より2週間以内に
提出してください。

記入例

農薬販売届（廃止）

令和〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

申請者住所 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

氏名 株式会社 岐阜農薬販売
代表取締役社長 岐阜太郎

（法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名）

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
電話番号（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止した販売所の所在地及び名称

販売所所在地 岐阜市又丸729-1

販売所名 岐阜農薬販売 又丸営業所

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
電話番号（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇

（農薬販売届出済証番号）

第〇〇〇〇号

2 農薬販売を廃止した年月日

令和〇年〇〇月〇〇日

廃止した日より2週間以内に
提出してください。

記入例
農薬販売届 添付書

申請者住所 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

申請者氏名 株式会社 岐阜農薬販売 代表取締役社長 岐阜太郎

販売所名 岐阜農薬販売 又丸営業所

1 業種区分

- | | | | |
|-----------|--------------|-------------|----------|
| (1) 全農本部 | (2) 農協 | (3) 森林組合 | (4) 農薬卸売 |
| (5) 園芸店 | (6) 生花店 | (7) 薬局 | (8) 薬店 |
| (9) 薬品卸売 | (10) 種苗商 | (11) 肥料商 | (12) 植木店 |
| (13) スーパー | (14) ホームセンター | (15) その他() | |

2 農薬の保管管理の状態

(1) 倉庫の状態

- | | | |
|-------------------|--------|---------|
| ア. カギ | 有 | 無 |
| イ. 他物質との区別 | 区別している | 区別していない |
| ウ. 農薬専用保管庫 | 有 | 無 |
| (農薬専用保管庫がある場合) カギ | 有 | 無 |

(2) 店舗における陳列状態

- | | | |
|----------------|--------|---------|
| ア. (ア) ケース内 カギ | 有 | 無 |
| (イ) スチール等の棚 | | |
| (ウ) その他() | | |
| イ. 食品との分離 | 分離している | 分離していない |

3 その他

- | | | |
|-------------------|---------|--------|
| (1) 卸売又は小売の別 | 卸売 | 小売 |
| (2) 毒物・劇物販売業登録 | 有 | 無 |
| (3) 販売農薬の種類 | 家庭園芸用のみ | 農業用を含む |
| (4) 土着天敵の増殖 | 有 | 無 |
| (5) 増殖された土着天敵の取扱い | 有 | 無 |

4 営業所所在地略図

